

平成27年6月12日開催

## 東京地方裁判所委員会「裁判員制度に関する広報の取組み」報告

東京地方裁判所委員会委員・会員 柴垣 明彦 (44期)

去る6月12日に開催された第35回東京地方裁判所委員会のご報告です。今回より、貝阿彌誠所長が新委員長に選任されました。今回の中心テーマは「裁判員制度に関する広報の取組み」です。

### ◆企業法務部門と裁判所の比較を通じて

まず、市民委員から「企業法務部門と裁判所の比較を通じて」と題して、書面の提出や連絡などはEメールなどで行えないか、執行手続などで判決書正本等の提出を裁判所間での事件情報の共有により、書面を不要とするなどの簡便化はできないか、利用者の利便性の向上として、裁判期日の開始時間の分散化などの問題提起がありました。

裁判所側からは、プライバシー保護や外部流出の際のダメージの大きさなどから現時点では難しい、書面の不要化は訴訟法の建て付けとも絡み今後の課題であるが、期日指定については各裁判官の工夫によって対応可能であるなどと回答がありました。

### ◆裁判員制度に関する広報の取組みについて

(1) 所長代行（刑事）から、次のような概要の説明がありました。裁判員経験者からは9割以上の方が裁判員制度は有意義であったと述べられるのに対し、呼出状に応じる割合は現在は20%台にとどまっている。その乖離を埋める広報の必要性を感じている。その一つとして、東京地裁では、経験者の知人などを集め、そこで裁判官が出前講義を行い、かつ、経験者とともに質疑応答をするということを昨年秋から始めている。

(2) 続いて、昨年実際にこの出前講義を行った刑事部の裁判官が、そのときの講義を再現する形で具体的に発表しました。内容は、裁判員制度のDVDを利用して、〈呼出しから選任〉〈審理と評議〉〈その後〉という時系列に沿って手続の説明をすると同時に、裁判員経験者にそれぞれの段階での様子や感想を聞くというものでした。

### ◆主な意見と裁判所の見解

次のような意見が出ました。

- 出前講義の取組みは非常に意味があると思われるので、是非続けてほしい。
- 報道機関としては、裁判記事と裁判員の審理の公平性確保に関心がある。
- 裁判員制度の広報は大人だけではなく、将来の対象者である子どもたちに向けて、「法教育」という視点から取り組む必要があるのではないか。そのために、文科省や教育委員会などとの連携も検討してほしい。
- 裁判員経験者は裁判員制度の意義を理解して「良かった」という感想に繋がっていると思われる。これが社会に還元されていないことが問題で、何が良かったのかの中身をもっと強調して社会と共有し、還元していくべきだ。
- 「守秘義務」が必要以上に拡大解釈されているのではないか。口コミによる社会への浸透が大事で、「守秘義務」に関する説明をもっと行う必要があるのではないか。
- 裁判員裁判の判決に対して上訴されて破棄されたりして、徒労感があるのではないか。

これらの意見に対して、裁判所からも、特に「守秘義務」については実際の裁判員に対しては十分説明するようにしており、社会一般の理解を深めていく必要があるなどの見解が示されました。

### ◆今後の地裁委員会

今回は、平成27年10月22日午後3時から。中心テーマは「知的財産訴訟に関する民事事件の状況」で、市民委員からの発表は「消費者法と司法」です。

地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会に取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら、下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

\*問い合わせ先：司法調査課 TEL.03-3581-2207